

令和 7 年国勢調査実施計画

令和 6 年10月

総務省統計局

令和 7 年国勢調査実施計画

第 1 調査の目的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

第 2 法的根拠

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施する。

また、国勢調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める、国勢調査令（昭和55年政令第98号）、国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）及び国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）に基づく。

第 3 調査の時期

1 調査の基準時

調査は、令和 7 年10月 1 日午前零時現在によって行う。

2 実地調査の期間

調査は、上記 1 に掲げる日時を基準として、下記の日程で行うこととする。

（調査員）

- 担当調査区の確認 : 9 月17日（水）～9 月19日（金）
- オンライン回答用 I D 及び : 9 月20日（土）～9 月30日（火）

調査票（紙）等の配布

（世帯）

- オンライン回答期間 : 9 月20日（土）～10月 8 日（水）
- 調査票（紙）の回答期間 : 10月 1 日（水）～10月 8 日（水）

（調査員）

- 調査票（紙）の当初回収期間 : 10月 1 日（水）～10月 8 日（水）
- 調査票の提出状況の確認 : 10月 9 日（木）～10月16日（木）
- 調査票未提出世帯の特定及び : 10月17日（金）～10月27日（月）

調査票の督促回収期間

第 4 調査の対象

1 調査の地域

調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行う。

- (1) 歯舞諸島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

2 調査の範囲

(1) 調査の対象

調査の対象は、調査時において、我が国に常住する期間が引き続き 3 月以上に渡ることとなる者とする。

ただし、次の者は調査の対象としない。

ア 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）

イ 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

(2) 調査の場所（人口の帰属）

常住する場所で調査することとしている。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所で調査する。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

イ 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者は、その病院又は診療所、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅

ウ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有する者は、その生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

エ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

オ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院

第 5 調査事項及び調査票

1 調査事項

調査票により、次の項目を調査する。

(1) 世帯員に関する事項

(ア) 氏名

(ク) 5 年前の住居の所在地

(イ) 男女の別

(ケ) 就業状態

(ウ) 出生の年月

(コ) 所属の事業所の名称及び事業の種類

(エ) 世帯主との続柄

(サ) 仕事の種類（職業）

(オ) 配偶の関係

(シ) 従業上の地位

(カ) 国籍

(ス) 従業地又は通学地

(キ) 現在の住居における居住期間

(2) 世帯に関する事項

(ア) 世帯の種類

(ウ) 住居の種類

(イ) 世帯員の数

(エ) 住宅の建て方

2 調査票

基本となる調査票はA4判変形・両面記入様式の光学文字認識（OCR）帳票で、1枚に4名まで記入できる設計とする（調査票様式は別紙1を参照）。

また、オンライン調査のための電子調査票はHTML形式とし、世帯人員19名までの一般世帯がパソコン、スマートフォン及びタブレット端末から回答できる設計とする。

なお、基本となるOCR調査票や電子調査票を補完するため、高齢者や外国人などができるだけ記入しやすくするための補助用調査票として『拡大文字調査票』、『点字調査票』、調査票の対訳（28言語）及びExcel調査票を用意する。

第6 調査の方法

1 調査区の設定

調査の実施に先立ち、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令に基づき、令和6年10月1日現在で令和7年国勢調査調査区を設定する。調査区は、原則として1つの調査区におおむね50世帯が含まれるように構成するものとする。

2 調査の流れ

調査は、総務省—都道府県—市町村—国勢調査指導員（以下「指導員」という。）—国勢調査員（以下「調査員」という。）の流れにより行う。

ただし、マンション等の共同住宅や社会福祉施設等において、調査票の配布・回収等の調査員事務を特定の事業者が業務委託した方が効率的に調査を実施できる調査区においては、調査員事務を市町村が当該事業者へ委託して実施することができるものとする。

また、総務大臣が指定する地域については、市町村がオンライン回答用ID及び調査票を郵送により世帯に配布することができるものとする。

3 関係者の役割

(1) 都道府県

都道府県は、市町村事務打合せ会の開催、調査の実施状況の把握、広報及び協力依頼による環境整備、調査書類の審査、『都道府県要計表』の作成等の事務を行う。

(2) 市町村

市町村は、指導員及び調査員の選考・配置、指導員及び調査員の事務打合せ会の開催、指導員及び調査員への調査実施上の指導、オンライン回答世帯及び郵送提出等世帯の把握と調査員への伝達、調査書類の審査、『市区町村要計表』の作成等の事務を行う。

また、調査事務を委託した事業者に係る調査実施上の指導を行う。

(3) 指導員及び調査員

指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。

指導員は、調査員に対する指導、オンライン回答世帯及び郵送提出等世帯の伝達、調査票等の検査等を行い、調査員は、担当調査区内にある世帯についての調査を行う。

(4) 調査員事務を受託した事業者

調査員事務を受託した事業者は、担当調査区内にある世帯についての調査を行う。

4 調査の方法

(1) 基本的な方法

調査は、オンライン回答の期間を、調査員提出・郵送提出の期間に先行して設定する方法により実施する。

ア 調査員（民間事業者を含む。以下同じ。）は、担当する調査区内を巡回し、当該調査区の範囲を確認し『調査区要図』を作成する。

イ 調査書類一式¹の配布期間（9月20日から9月30日まで）に、調査員は、担当する調査区内の全世帯を訪問し、面接の上で調査票等の調査書類一式を配布するとともに、調査世帯一覧（以下「一覧」という。）に必要な事項を記入する。

不在世帯については、日・時間を変えて再度訪問することとするが、それでも面接することができない世帯に対しては、調査書類一式を郵便受けなどに入れて配布する。なお、地域性や住宅の建て方などを考慮し、オートロックマンションや単身世帯など何度訪問しても説明が困難と見込まれる場合は、居住確認を行えた時点で、調査書類一式を郵便受けなどに入れて配布することも可能とする。

ウ 調査期日までの期間（9月20日から9月30日まで）は、世帯は、オンライン回答のみを行うことができる。

エ 世帯は、当初回収期間（10月1日から10月8日まで）において、オンラインにより提出、郵送により提出又は調査員へ提出する方法のいずれかを選択し、回答を行う。

オ 調査期日後（10月1日から10月3日まで）、調査員は、全世帯に『調査への回答はお済みですか』を郵便受けに入れるなどして配布する。

カ 10月17日以降、調査員は市町村又は指導員から伝達された回答済世帯の情報により、回答の済んでいない世帯（以下「調査票未提出世帯」という。）を特定する。

キ 督促回収期間（10月17日から10月27日まで）に、調査員は、上記カで特定した調査票未提出世帯を複数回訪問し、面接の上で、調査票の提出状況を確認し、調査票を回収する。

ク 世帯と面接できないなど、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合、調査員は市町村又は指導員に連絡の上、その指示に基づき、調査票未提出世帯に『調査票提出のお願い』（督促状）及び調査票等を郵便受けなどに入れて配布した上で、近隣の世帯からの協力を得て、氏名、男女の別、世帯の種類、世帯員の数及び住宅の建て方の5項目を聴取等し、調査票及び一覧への記入を行う（聞き取り調査）。

ケ 調査員は、調査票等を整理の上、市町村に提出する。

¹ 調査書類一式は、世帯がオンライン回答に利用するID等を記載した『インターネット回答依頼書』及び調査票等を『調査書類収納封筒』に封入した上で配布する。

(2) 特別な地域における方法

自衛隊地域、矯正施設地域、学生寮・独身寮のある地域、外国人居住者の多い地域や、旅館・ホテルの長期滞在者、夜間又は24時間営業の店舗（インターネットカフェなど）に寝泊まりする住居不定者等については、それぞれの特性に応じた方法によって調査を行う。

5 報告の方法

報告は、世帯主（世帯の代表者を含む）又は世帯員が調査票に記入し、調査員等の質問に答え、調査票を調査員等又は総務省に提出することにより行う。

第7 結果の集計及び公表

1 結果の集計

集計は、総務省において別紙2に示す区分により行う。

なお、独立行政法人統計センターの年度目標により総務大臣が指示した集計については、同センターが当該業務を行う。

2 結果の公表

(1) 公表方法及び公表時期

調査結果の第一報は、翌年5月末までに、「人口速報集計」として公表する。その後、別紙2の集計区分に応じ、順次、結果表をインターネットで利用する方法等により公表する。

(2) 人口・世帯数の官報公示

「人口速報集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数については、翌年5月末までに、「人口等基本集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数（確定人口及び世帯数）については翌年9月末までに、それぞれ官報に公示する。

第8 調査書類の保存

調査書類の保存期間と保存責任者は、次のとおりとする。

なお、保存期間を過ぎた調査書類は、他に漏れないように廃棄する。

調査書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く）が転写されている電磁的記録	永年	同上
調査世帯一覧	10年	正本 総務省統計局長 副本 市町村長
調査区要図	同上	同上
市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長
都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事
結果原表又は結果原表が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長

秘 基幹統計調査



国勢調査調査票

令和 年10月1日

この調査は、統計法に基づき政府が実施する統計調査です。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

記入は必ず
黒の鉛筆又は
シャープペンシルで
(ボールペン不可)

- 記入を間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
- 記入欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。
- 数字を記入する場合は、わくの中に**右づめ**で書いてください。

数字は右づめに たて線1本 すきまをあける とじる

数字の記入例

		4	人	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

はねない 上につきぬける 角をつける

電話番号 (わからないことがあった場合、問合せに利用いたします)

世帯について（調査票が2枚以上にわたる場合は1枚目のみに記入してください）

1 世帯の種類

一般世帯
(一人世帯・会社等の
独身寮の入居者を含む)

学校の寮・
寄宿舎の
学生・生徒

病院・療養所
の入 院 者

老人ホーム等
の社会施設
の 入 所 者

その他

2 世帯員の数

ふだん住んでいる人
全員の人数を書いて
ください

総数

男

女

3 住居の種類

持ち家

民営の
賃貸住宅

都道府県・
市区町村営
の賃貸住宅

都市再生機構
(UR)・公社等
の賃貸住宅

給与住宅
(社宅・公務
員住宅など)

住宅に
間借り

会社等の
独身寮・
寄宿舎

その他

4 住宅の建て方

一戸建

共同住宅
(アパート・マンションなど)

その他

建物全体
の 階 数

住んでいる
階 数

5 氏名及び男女の別

ふだん住んでいる人を
もれなく書いてください

1 (氏名)

2 (氏名)

3 (氏名)

4 (氏名)

男

女

男

女

男

女

男

女

6 世帯主との続き柄

世帯主の配偶者(妻又は夫)の
祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ
孫の配偶者は孫に 兄弟姉妹の
配偶者は兄弟姉妹に含めます

世帯主
又は
代表者

世帯主
の
配偶者

子

子の
配偶者

世帯主
の
父

世帯主
の
母

世帯主
又は
代表者

世帯主
の
配偶者

子

子の
配偶者

世帯主
の
父

世帯主
の
母

世帯主
又は
代表者

世帯主
の
配偶者

子

子の
配偶者

世帯主
の
父

世帯主
の
母

世帯主
又は
代表者

世帯主
の
配偶者

子

子の
配偶者

世帯主
の
父

世帯主
の
母

孫

祖父母

兄弟
姉妹

他の
親族

住み込み
の雇人

その他

孫

祖父母

兄弟
姉妹

他の
親族

住み込み
の雇人

その他

孫

祖父母

兄弟
姉妹

他の
親族

住み込み
の雇人

その他

孫

祖父母

兄弟
姉妹

他の
親族

住み込み
の雇人

その他

7 出生の年月

該当する元号又は西暦に記入した
うえで年及び月を書いてください
年を西暦で記入する場合は 西暦年
の4桁を書いてください

明治

大正

昭和

平成

令和

西暦

明治

大正

昭和

平成

令和

西暦

明治

大正

昭和

平成

令和

西暦

明治

大正

昭和

平成

令和

西暦

8 配偶者の有無

未婚(幼児など
を含む)

配偶者
あり

死別

離別

未婚(幼児など
を含む)

配偶者
あり

死別

離別

未婚(幼児など
を含む)

配偶者
あり

死別

離別

未婚(幼児など
含む)

配偶者
あり

死別

離別

9 国 籍

国籍を記入し 外国の場合は 国名も書いてください

日本

外国

日本

外国

日本

外国

日本

外国

10 現在の場所に
住んでいる期間

生まれてから引き続き現在の場所
に住んでいる場合は 出生時から
のみに記入してください

出生
時

出生時から 以外

5 年未満

5 年 10 年未満

10 年 20 年未満

20 年以上

出生
時

出生時から 以外

5 年未満

5 年 10 年未満

10 年 20 年未満

20 年以上

出生
時

出生時から 以外

5 年未満

5 年 10 年未満

10 年 20 年未満

20 年以上

出生
時

出生時から 以外

5 年未満

5 年 10 年未満

10 年 20 年未満

20 年以上

11 5年前(令和 年10月1日)
にはどこに住んでいましたか

令和 年10月1日より後に生まれた
人については 出生後にふだん住んで
いた場所を記入してください

5年前に 同じ市内の他の区
に住んでいた場合は他の区・
市町村に記入してください

他の区・市町村の場合は
都道府県・市区町村名も
書いてください
(東京都区部と政令指定
都市の場合は区名まで)

現在
と同じ
場所

同じ区・市
町村内の
他の場所

他の区・
市町村

外国

現在
と同じ
場所

同じ区・市
町村内の
他の場所

他の区・
市町村

外国

現在
と同じ
場所

同じ区・市
町村内の
他の場所

他の区・
市町村

外国

現在
と同じ
場所

同じ区・市
町村内の
他の場所

他の区・
市町村

外国

→ → → → → ウラ側(第2面)も記入してください → → → → →

「調査票の記入のしかた」を参照して 黒い太わくの中に記入してください

「ウラ側も記入してください」

第 1 面

1

調査員 記入欄	市区町村コード	調査区番号	世帯番号	この世帯の調査票	事務使用欄
		-		枚のうち 枚目	
		-			

世-5

この調査票は機械にかかけますので汚さないでください

国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集計区分		集 計 内 容	産業分類	職業分類	集計対象	表章地域	全国結果の公表予定 ()は前回公表実績	結果の公表及び提供の方法
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供	—	—	全数	全国、都道府県、市区町村	令和8年5月まで (令和3年6月25日)	インターネットを利用する方法等によって公表 人口は公表日に官報に公示
	人口等基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯、母子・父子世帯、親子の同居等に関する結果	—	—	全数	全国、都道府県、市区町村	令和8年9月まで (令和3年11月30日)	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表 おいて、報告書を刊行 人口等基本集計の人口及び世帯数(確定人口・世帯数)は公表後に官報に公示
基本集計	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国、都道府県、市区町村	令和9年3月まで (令和4年5月27日)	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表 おいて、報告書を刊行
	抽出詳細集計	就業者の産業・職業小分類別構成等に関する詳細な結果	小分類	小分類	抽出	全国、都道府県、市区町村	令和9年11月まで (令和4年12月27日)	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表 おいて、報告書を刊行
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国、都道府県、市区町村	令和9年5月まで (令和4年7月22日)	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表 おいて、報告書を刊行
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	—	—	全数	全国、都道府県、市区町村	令和8年12月まで (令和4年2月28日)	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表 おいて、報告書を刊行
	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国、都道府県、市区町村	令和9年6月まで (令和4年8月31日)	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な事項の結果	—	—	全数	町丁・字等、基本単位区、地域メッシュ	該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を施した上で、速やかに公表	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表
	就業状態等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する基本的な事項の結果	大分類	大分類				
	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	—	—				
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	—	—				

1) 「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。

2) 「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。